

## 第4期中期目標期間における大学共同利用機関法人評価の基本的な方向性について

令和4年5月25日  
国立大学法人評価委員会

### 1. 評価の目的等

第4期中期目標期間の大学共同利用機関法人評価（以下「第4期評価」という。）は、各法人の自主性・自律性や、教育研究の専門性を尊重しつつ、中期目標及び中期計画の達成状況に係る評価を通じ、各法人の継続的な質的向上の実現を図るとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。併せて、各法人において、第4期評価の結果を、次期中期目標及び中期計画の検討に活用するものとする。

### 2. 評価の概要

- 第4期評価は、従前と同様、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の自己点検・評価が着実に行われているかどうかを確認するとともに、各法人の中期目標の各項目の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況の総合的な評価（全体評価）を行う。
- なお、中期目標の下に置かれた全ての中期計画に評価指標を設定することが義務付けられていることから、評価指標の達成状況に重点を置いた評価を行う。特に、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が指定する意欲的な評価指標を達成した場合は、それ以外の評価指標を達成した場合よりも高く評価することとする。
- 国立大学法人法第31条の3第1項の規定に基づき、教育研究の状況については、その特性に配慮して、評価委員会から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価の実施を要請する。
- 第4期は中期目標期間評価（4年目終了時評価・6年目終了時評価）のみとなり、教育研究と業務運営等の評価を同じタイミングで実施することになるため、評価方法の大枠や実績報告書の様式等について、可能な限り統一を図る。

### 3. 評価の手順

第4期評価は、項目別評価とその結果等を踏まえた全体評価により構成される。

このうち、項目別評価は、①評価指標の達成状況の評価の結果等を踏まえて、②中期計画の達成状況の評価を行い、その達成状況等に基づき、③中期目標の達成状況の評価（項目別評価）を順に行う。

#### (1) 項目別評価

##### ① 評価指標の達成状況の評価

実績等について、評価指標の達成水準に照らし、達成度に応じた評価を行う。なお、評価委員会が「意欲的な評価指標」として指定した評価指標については、

達成水準を満たせば、それ以外の評価指標が達成水準を満たした場合よりも高く評価することとする。また、達成水準を満たしていない場合でも、達成に向けた取組の改善や、これまでの取組に係る進捗を確認できた場合は、それ以外の評価指標の達成状況と比して、不利な結果とならないようにする。

② 中期計画の達成状況の評価

各中期計画に設定された評価指標の達成状況及び優れた実績・成果が認められる取組等の有無に基づき、段階別の評価を行う。ただし、全ての中期計画に評価指標を設定することが義務付けられた趣旨に鑑み、評価指標の達成状況に重点を置いた評価を行うことを基本とする。

③ 中期目標の達成状況の評価（項目別評価）

中期計画の達成状況に基づき、中期目標の項目の単位で、達成度に応じた段階別の評定を付す。なお、中期目標に係る重大な改善事項があると評価した場合は、最も低い評定とする。

(2) 全体評価

中期目標の達成状況（項目別評価）を踏まえ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体を記述式により評価する。

#### 4. その他

第4期評価の実施に先立ち、各法人の評価指標のうち可能なものについては、現状（基準値）及び中期目標期間を通じて目指す水準（目標値）を共通の様式に分かりやすく整理し、第4期評価時に活用するものとする。